

# 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金に関するQ&A集

(令和4年3月改訂)

## 【 目 次 】

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 補助事業申請者の要件等 .....              | 1 |
| 2 | 公募期間等 .....                    | 1 |
| 3 | 補助対象事業等（プロフェッショナル人材採用事業） ..... | 1 |
| 4 | 補助対象事業等（副業・兼業人材活用事業） .....     | 3 |
| 5 | 事業の流れ .....                    | 4 |
| 6 | 他の補助金等との併給 .....               | 4 |
| 7 | 申請の取下げ等 .....                  | 5 |

## 1 補助事業申請者の要件等

Q1-1 中小企業、中堅企業又は組合等であれば、この事業に応募することができるのですか？

A 『県内に本社若しくは本店を置く中小・中堅企業』又は『県内に主たる事業所を置く組合等』で、新事業展開等を図る目的でプロフェッショナル人材を採用したり、副業・兼業人材を活用するのであれば、応募することができます。スタッフ層としての採用や単なる人員補充などの理由による採用は対象外となります。

## 2 公募期間等

Q2-1 既に就業を開始しています。補助金の申請は可能ですか？

A 補助金の申請は、「雇用契約若しくは委任契約（契約の内定を含む。）又は業務委託契約を締結した日」から「就業を開始する日の前日」の間に行う必要があります。すでに就業を開始している場合は、理由の如何を問わず、申請することはできません。

Q2-2 交付申請日の翌日が人材紹介手数料支払日かつ就業開始日です。問題ないでしょうか？

A 補助対象となる経費は、交付決定通知日以降に支払われる経費です。申請日から最初の支払日までの期間が短い場合は、事前にご相談ください。

Q2-3 令和3年度に県による登録を受けた登録人材紹介会社（令和4年5月31日まで登録有効）から職業紹介等を受けたプロフェッショナル人材の採用を考えていますが、就業開始日及び人材紹介手数料の支払日が令和4年6月1日以降となります。補助対象になりますか。

A 雇用契約若しくは委任契約（契約の内定を含む。）又は業務委託契約を締結した日から人材紹介手数料を支払う日までの全ての期間において、利用した人材紹介会社が登録人材紹介会社であることが必要となります。そのため、利用された人材紹介会社は、令和4年度についても県による登録を受けていなければなりませんので、ご注意ください。

## 3 補助対象事業等（プロフェッショナル人材採用事業）

Q3-1 プロフェッショナル人材の要件に職種の指定はありませんか？

A 職種は限定せず、幅広く対象としています。

Q3-2 プロフェッショナル人材の要件にある直近の就業先が「県外に本社若しくは本店を置く法人」とはどのようなものか、詳しく教えてください。

A ここで言う「法人」とは、民法に定める法人を言い、例えば株式会社や医療法人などを指し、これには独立行政法人、国外の法人も含まれます。

本社若しくは本店については、法人ごとに主たる事務所等に読み替えます。なお、プロフェッショナル人材の要件にある「県内に本社若しくは本店を置く大企業」の「大企業」とは、中小企業及び中堅企業を除く企業を言います。

Q3-3 新事業展開等のため、県外企業で就業していた人材を採用したいと考えていますが、当該人材が転職活動中にアルバイトをしていました。プロフェッショナル人材の「直近の就業先」の要件に抵触し、補助対象外となりますか？

A アルバイトも有期雇用契約ですが、雇用契約期間が3か月未満であり、かつその雇用先が1社のみである場合は、例外的に当該有期雇用の前の雇用先を「直近の就業先」とみなします。

Q3-4 プロフェッショナル人材の要件にある直近の就業先が「県外に本社若しくは本店を置く法人」又は国を満たしていれば、現在、広島県内に居住していても問題ありませんか？

A 専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、直近の就業先が「県外に本社若しくは本店を置く法人」、「県内に本社若しくは本店を置く大企業」又は国である場合、居住地は問いません。  
ただし、当該人材の採用時の報酬が、公募要領内に定める報酬額以上であることが必要となります。

Q3-5 期間の定めのない雇用の採否を判断するために、1年間の有期雇用契約によりプロフェッショナル人材を採用しました。人材紹介手数料支払い後に実績報告を行い、補助金を受給しましたが、結局、正式雇用に至りませんでした。この場合は、補助金の返還が必要ですか？

A 結果的に期間の定めのない雇用に至らなかった場合でも、補助金を返還する必要はありません。  
ただし、登録人材紹介会社から人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち、補助金相当額の返還を命ずることがあります。  
なお、当該プロフェッショナル人材の後任を採用した場合は、その活用方法が異なっていなければ、補助金の申請をすることはできません。

Q3-6 プロフェッショナル人材の採用の要件にある採用時の報酬を、「割増賃金の基礎となる賃金が月額37万円以上」などとしていますが、こういった理由ですか？

A 一般的には、大都市圏ではプロフェッショナル人材の中でも「ハイクラス」人材及びその候補者は、年収600万円以上であると言われていることから、本事業においても採用時の年間報酬が概ね600万円以上の人材を補助対象としており、具体的には、次の区分ごとに算定した月額を基準としています。

(報酬の支払い形態)

① 日給制・月給制、年俸制(賞与部分を割増賃金の基礎となる賃金に含めないもの)

・  $\text{月額} = \frac{\text{年間報酬}600\text{万円}}{16.21\text{月}} \text{(A)} = 37\text{万円}$

・ A = 職種別民間給与実態調査により算出された県内民間事業所における過去1年間の年間給与支給月数を参照。

= 月例給(12月) + 特別給(ボーナス 4.21月) = 16.21月

(出典：平成27年11月4日付け 広島県人事委員会 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告)

② 年俸制(賞与部分を割増賃金の基礎となる賃金に含めるもの)

・  $\text{月額} = \frac{\text{年間報酬}600\text{万円}}{12\text{月}} \text{(B)} = 50\text{万円}$

・ B = 年俸制で毎月払い部分と賞与部分を合計して予め年俸額が確定している場合は、年俸額の12分の1を割増賃金の基礎とするため。

③ 役員報酬等

・  $\text{月額} = \frac{\text{年間報酬}600\text{万円}}{12\text{月}} \text{(C)} = 50\text{万円}$

・ C = 一般的に企業に対する役員報酬等の請求権は、1年間の職務執行期間を12等分し毎月の職務の執行が終了した日に発生すると考えられているため。

Q3-7 プロフェッショナル人材の採用の要件にある「割増賃金の基礎となる賃金」とは、こういったものと考えればいいですか？

A 時間外労働等に対して支払う割増賃金を算定する際の基礎となるもので、個人的事情に基づいて支給される通勤手当、住宅手当などを除外した賃金です。ご不明な点は、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

Q3-8 取引企業から技術指導のため、プロフェッショナル人材を出向で受入れています。出向契約期間の満了に伴い、当該人材との雇用契約の締結を考えています。転籍による雇用契約時に、補助金の申請をすることができますか？

A 登録人材紹介会社の職業紹介等を利用し、転籍による雇用契約又は委任契約を締結する場合に必要な人材紹介手数料については、申請することができます。

ただし、出向で受入れていた期間が概ね1年以内（※）のものであって、当該人材の転籍理由が新事業展開等のためであるものを対象としています。

（※）通常の雇用契約で採用された場合は、試用期間を6か月程度設けていることが多くなっていますが、転籍の場合はその他諸事情（出向元での引継ぎ・家族の移住等）も伴うため、転籍の判断に多少の時間を要することから、概ね1年以内としています。

Q3-9 県の登録人材紹介会社以外の人材紹介会社を利用した場合に、人材紹介手数料が補助対象外となるのはなぜですか？

A 県の登録人材紹介会社は、県外在住の人材を県内企業にマッチングさせた実績を有し、就職前、就職後に採用者に対し適切なフォローを行うなどの基準をクリアした有料職業紹介事業者であり、県として利用を推奨する人材紹介会社であるためです。

Q3-10 海外事業立ち上げのため、プロフェッショナル人材の要件を満たす3名を雇用した場合、3名分の申請は可能ですか？

A 県の会計年度を通じて1社につき3回、平成28年度からの通算で6回まで申請が可能であり、同じ目的（質問の場合、海外事業立ち上げ）であっても問題ありませんが、人材の活用方法は異なる必要があります。海外事業立ち上げの場合、例えば、現地責任者、マーケティング担当、現地工場の品質管理担当など役割が異なっていれば申請可能です。

Q3-11 在外邦人や外国人は対象となりますか？

A プロフェッショナル人材の要件を満たす場合は、対象となります。

ただし、現地法人において直接採用した場合は、対象となりません。

Q3-12 令和4年度にプロフェッショナル人材を採用し、就業が開始されますが、人材紹介手数料は令和5年度に支払う予定です。補助対象になりますか？

A プロフェッショナル人材の採用については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに就業を開始し、かつ令和5年3月31日までに支払いが完了した経費のみが対象となります。そのため、令和5年度に人材紹介手数料を支払う場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

#### 4 補助対象事業等（副業・兼業人材活用事業）

Q4-1 副業・兼業人材の要件に職種の指定はありませんか？

A 職種は限定せず、幅広く対象としています

Q4-2 副業・兼業人材と直接業務委託契約を締結する形態も補助対象となりますか？

A 補助事業者が登録人材紹介会社と締結した業務委託契約を対象としており、副業・兼業人材と締結した業務委託契約は対象となりません。

Q4-3 補助対象経費に100分の35を乗じているのはなぜですか？

A 業務委託料のうち、人材紹介会社への紹介手数料に相当する部分を補助対象経費とすることとしており、その算定に当たって、正規雇用の際の一般的な紹介手数料率である35%を用いることにしたものです。

Q4-4 副業・兼業人材は、補助事業者の事業所等に直接赴いて業務に従事する必要がありますか？  
A 業務の目的が達成されるのであれば、必ずしも補助事業者の事業所等に直接赴いて業務に従事する必要はありません。

Q4-5 副業・兼業人材を令和4年10月1日から令和5年9月30日まで活用し、業務委託料の支払いは令和5年10月31日に完了する予定です。補助対象になりますか。

A 副業・兼業人材の活用は令和4年度に開始し、令和4年度又は令和5年度に終了することが要件となります。また、令和4年度又は令和5年度に支払いが完了した経費のみが対象となります。そのため、お問い合わせの案件は補助対象となります。

なお、次の場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- ・副業・兼業人材の活用が、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に開始しない。
- ・副業・兼業人材の活用が、令和5年度末日（令和6年3月31日）までに終了しない。
- ・業務委託料の支払いが、令和5年度末日（令和6年3月31日）までに完了しない。

## 5 事業の流れ

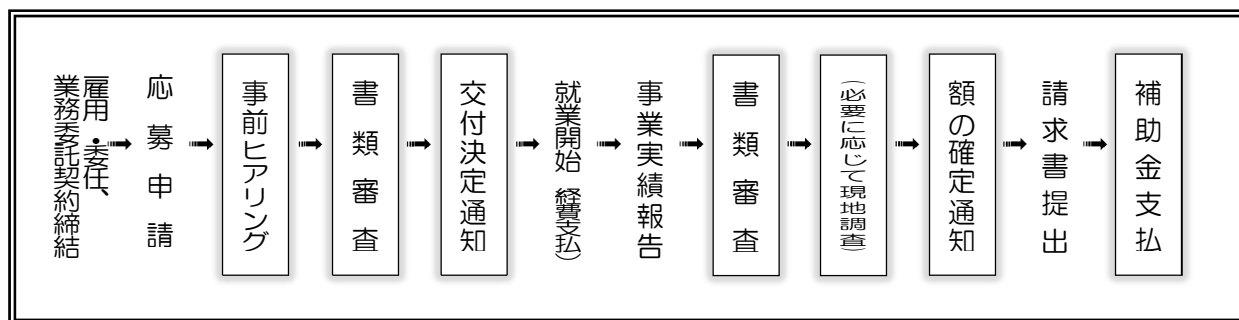
Q5-1 プロフェッショナル人材や副業・兼業人材はどのように見つけたらよいのでしょうか？

A 県が定めた要件を満たし、県に登録した人材紹介会社を県のホームページに掲載していますので、ご相談ください。

なお、県に登録した人材紹介会社以外の人材紹介会社を利用された場合は、人材紹介手数料及び業務委託料は補助対象になりません。

Q5-2 補助金受給までの流れは、どうなっているのでしょうか？

A 応募申請から補助金支払までの流れは、次のスケジュールを予定しています。



Q5-3 実績報告後、必要に応じて現地調査が行われると聞いていますが、こういった内容の検査が行われるのですか？

A 訪問日時の調整を行った上で、適宜、採択された企業を訪問し、支払証拠書類の原本確認やプロフェッショナル人材の活用内容や効果などをお聞きするものですので、ご協力をお願いします。

## 6 他の補助金等との併給

Q6-1 国の補助金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか？

A 実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む。）について、国や他の自治体等からの補助金等を受給する場合は、本補助金に応募することはできません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に補助金を支給している場合は、その全額を返還していただきます。

Q6-2 取引のある地域金融機関（当該金融機関と連携した県の登録人材紹介会社経由を含む）を通じて補助金対象となる人材を採用しました。その金融機関では今回の採用について、国の「先導的人材マッチング事業」※の補助金を申請すると聞きましたが、当社が本補助金を受給することは可能ですか。

A 先導的マッチング事業の補助金は、地域金融機関が申請者となり、本補助金の申請者ではありませんが、両補助金とも対象となる採用人材が同じであり、重複して受給することはできません。  
取引のある地域金融機関と調整をいただき、どちらか一方で補助金を申請してください。

※ 地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して、国（内閣府）が支援を行うもの

## 7 申請の取下げ等

Q7-1 会社の経営状況等により、急遽採用を取りやめることになった場合、手続きが必要ですか？

A 申請後、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に取りやめることが判明した場合は、様式第4号により、取下手続を行う必要があります。

なお、それ以降に取りやめる場合は、変更等承認申請書（様式第2号）により補助事業の廃止について申請してください。